

Title	村明細帳と農村の貨幣経済化
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1942
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.36, No.7 (1942. 7) ,p.535(1)- 576(42)
JaLC DOI	10.14991/001.19420701-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19420701-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19420701-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中村精著 芹澤銈介裝

# 日本紡織史

第一部 日本ガラ紡史話  
第二部 天龍河畔ガラ紡盛衰記  
第三部 ガラ紡工業の再編成  
附録 年表・文獻・索引

ガラ紡は奇異なれど凡そ日本的なる機械——即ち幕末開港以來、滔々として流入し來れる海外綿製品に對抗して敢然氣を吐きたる純和式紡績の名である。然も佐田介石の洋燈と異り、今日戦時下資源更生の戰士として百六十萬鍾フルに廻轉してゐる。本書はこの日本精神横溢せる機械發明者奇僧臥雲辰致生誕百年を記念して、發明に絡む苦心と挿話を傳へ、船紡績と稱する奇抜なる装置迄發展したる歴史を天龍河畔に訪ね、筆を轉じて、現在、統制外に置かれたる唯一の綿糸を生産しつゝある大東亞戦下に於ける輝やかしき再編成を語る。斯くも素朴なる工業の存在既に奇である。然も著者の筆は惻々として天龍河畔水車船の水音を聴くの感あらしめる。

B6判紙裝總三二〇頁 口繪六頁  
定價一圓八〇錢 内地送料一五錢

東京芝田二區 慶應出版社 電話三田(45)二七一九  
東京芝田一區 電話一八五一〇

## 三田學會雜誌

第三十六卷 第七號

### 村明細帳と農村の貨幣經濟化

野村兼太郎

村明細帳が徳川時代の農村生活を知る上に頗る重要なものであることは、本誌第三十四卷第八號所載の拙稿「徳川時代村落研究序説」のうちにもすでに指摘して置いたところである。それならば村明細帳とは如何なるものであるか。又その史料として如何なる程度の精確性を有するものであるか。

今私がこゝに村明細帳と呼ぶものは、その時代に村明細帳と表記されたものゝみを指すのではない。この時代の常として名稱は必ずしも一定してゐない。「萬書上帳」「郷差出帳」「村鑑明細帳」「明細書上帳」「村方様子大書上帳」「村差出書上帳」「村差出萬書上帳」「差出帳」「村鑑帳」「村鏡書上帳」「由緒御調付改帳」など、その名稱は千差萬別であるが、何れも支配者の命令に依つて、その村の經濟状態を申告したものである。今それらのものすべてをこゝに村明細帳と總稱するのである。

村明細帳と農村の貨幣經濟化

(五三五)

故に時にある一つの事項だけについて調査する必要から申告されたものも、性質上同様の文献である。例へば「家  
數人別改帳」とか、「農間商ひ取調帳」とかいふ類も、この中に包含さるべきであらう。何故ならば村明細帳と稱し  
ながら、事實は二三の事項について記述したに過ぎないものもあるからである。實際上をそれら兩者の區別は程度の  
差であつて、これを嚴重に判別することは困難である。従つて村の經濟生活に多少とも重要な關係をもつ調査は、  
假令村明細帳でなくとも、これを採用する方が便宜である。例へば武藏國豊島郡角管村の元祿頃の文書に次ぎの如  
きものがある。

「 覺

(ケ之内)

- 一、百姓農業之儀正月五日方畑をひがん迄返返シ申候、
  - 一、ひがん方土用明ヶ迄ニ田作起仕附申候、
  - 一、五月中迄ニおか物仕附段ニ草を取、作切申候、
  - 一、六月迄ニ麥こなし、女はつき挽給へさせ申候、
  - 一、六月土用方刈、大豆抔干シ仕舞、跡をうなへ、な大根仕附申候、
  - 一、七月中頃方粟・ひゑ刈取、女はこなし申候、
  - 一、八月ひがん過方田作刈取、女はこなし申候、田作仕舞次第麥作仕附申候、冬女はたへ物拵、間茂御座候時分衣類せんた  
く、つき物仕罷在候、
- 右之通御座候、以上、

巳七月五日

豊嶋郡角管村名主

傳左衛門

池田喜八郎様

御役所

これらの類は假令村明細帳でないにしても、同じ性質のものであるから、こゝに採用する方が便利であらう。しか  
し他方同じく村生活に重要な關係はあるが、それだけで相當廣範圍に資料を多く殘存してゐるもの、例へば前掲の  
農間渡世の者取調帳の如きは暫くこれを別に研究の對象とする方が便利である。勿論村明細帳のうちには農間渡世  
を記入したものもあるが、これのみの調査を基礎とせる研究の結果は暫くこれを他の機會に譲ることにした。

さらに又その記述の性質は異なるが、内容は殆ど全く同じきもの、即ち支配者からの命令で調査答申したもの  
ではないが、庄屋なり、名主なりが、必要のために、村の重要事項や歴史を記入して置いたもの、例へば手鑑と稱  
する類のものは、これをこゝに採り入れる方が便利である。もし同年の村明細帳とこの類のものが並存してゐれ  
ば、對比するのに頗る好都合である。何故ならば村明細帳は一種の申告書であり、必ずしも眞實を記載してゐると  
は限らないからである。例へば殆どすべての村明細帳が困窮の村方であることを記載してゐるが如きである。勿論  
當時の農村が決して裕福であつたとはいへないが、又その文字通りに困窮してゐたとも考へられない。なほそれら  
の點については後に論及するところがあらう。

二

上述の如く村明細帳は爲政者が何らかの必要から、村役人に命じて調査せしめたものであるから、その内容はそ  
の時その場合に依つて同じくない。頗る詳細なものもあるし、又極めて簡單なものもある。如何なる場合に村明細  
帳を徴集したか、今日になつては必らずしも明白ではないが、大體次ぎのやうな場合が多かつたと推定される。

(一)幕府の巡見使が派遣された場合、(巡見使については、拙稿「法令と實際」「歴史と生活」第五卷第一號所載参照)。

村明細帳と農村の貨幣經濟化

三 (五三七)

(二)領主又は代官、あるひはその代役人の廻村の場合、(三)領主の代替り又は變更の場合、(四)日光社参の際沿道村々に提出せしめた。さらに(五)特殊の調査を必要とする場合、例へば助郷徴發のためとか、農間商人取調べのためとかいふ場合で、前三者が一般的記述を命じてゐるのに對し、最後のものは、ある特殊項目のみを記載させてゐる。

村明細帳の提出が必要な場合には、役人から村役人に對して必要な記載事項を詳細に記した雛形を示すのが普通であつたやうである。處に依ると雛形でなく、他村の實例をそのまま提示して、それに従つて記載せしむることもあつた。又村繪圖をも添附させることがあつた。

今その比較的詳細な雛形の一例を掲げると左の如くである。

何國何郡何郷何庄 誰御代官所 何 村  
何縣 誰領分 何 村  
御役名何誰知行

江戸江道法 何里  
先之方何宿江 何里  
跡之方何宿江 何里

隣村と國郡違ひ候ハ、其譯此所可認、

一村高合何程 新田高共

内何程 畑方

何村境方何村境迄 兩側歟 道中 何間方  
一當村往還長何程 片側歟 何間迄

御朱印地・除地之地先共歟、地先出不申候歟、

右往還道作り之儀ハ御普請所歟又は自普請歟之譯、御普請ニ候ハ、何年已前誰懸リニ而相普請有之、證據書物村方に有之歟、又は出水か燒失歟ニ而無之候歟之譯、

往還通り江戸方右之方 村道・野道ハ都合何ヶ所可認  
一道何ヶ所

(認方書面之 通り二寸半下ル) 内何國何郡誰城下か陣屋か

(村道野道譯末 壹ヶ所道法何里其外重立候脇道ハ何國何郡何村江何里ニ致可申)

往還通り江戸方左之方

一道何ヶ所 内壹ヶ所 何認方右同斷

(右同斷) 同

江戸方右之方歟左之方歟

一村高札 高長

但前々御普請所か自普請か、御普請所に候ハ、何年已前誰懸リニ而御普請有之、右書物村方に有之か無之か、尤鑿入建替等之譯

一何年何ヶ之高札 一枚  
一同 一枚

村明細帳と農村の貨幣經濟化

右は文言寫しニ不及、書出し之所斗可認、

一往邊通り掃除之儀不殘村方ニ而いたし候哉、他村方來り掃除いたし候哉、認方左之通、

一當村往邊長何程之内掃除丁場(左之通)

何程 村方ニ而掃除仕候

殘何程 誰御代官所か私領か

何國何郡

何村

丁場江道法何丁

何程 同

何村

同

(何村境か何村境迄)

一當村並木長何間

但兩側か片側か、  
(立木何)

但木數認ニ不及

一村境ニ傍示杭前後ニ建有之か、無之か、建替等御代官所扱か、私領取扱か

一當村寄里塚有之か、無之か、

壹ヶ所 右之塚木立何  
左之塚 同

但左右之譯方角ニ而書分可申

一當村立場茶屋有之歟

字何 但先之宿江何里  
跡之宿 何里

一村内御林何ヶ所

字何 壹ヶ所 木立何  
同 壹ヶ所

江戸右之方か左の方歟  
住邊か何丁

右御用木伐出し候儀有之候哉、

一最寄御林何ヶ所

何村之内 木立何、往邊か何丁  
字何 壹ヶ所

壹ヶ所

同

一、名所・舊跡・古城跡等有之候哉、無之候哉、

一、村内名物并名産有之候哉、

江戸右か左か

何國何郡何寺末

一御朱印地高何程

何宗(この間ヲ切) 何寺か

但境内 何宮  
何堂

名木名水等有之か、

右寺院(是ハ上カ書下之)

御朱印地先往邊江出候哉、又は何町程引込  
(申何尺出居申候哉)

村明細帳と農村の貨幣經濟化

村明細帳と農村の貨幣經濟化

右門地先巾何間出候歟、又は出不申候哉

右寺院手廣ニ而何方差支之節、休泊等相成候儀有之か、又は手狭ニ候哉、

右寺院大門并門前百姓有之候か、門前町屋か之譯、且往還改有無之譯、

江戸右左か

何國何郡何寺末  
何宗 何院

但右之地頭方之除地并村除之譯

境内 何宮  
何堂

右地先往還附か、地先出候哉、出不申候哉、其外前ヶ條之通見合可認、

江戸右左か

同 何

一御年貢地

境内 右同

同斷 右地先之譯、其外前書振合可認

一、御朱印地 何之宮

高何程 但社地 何社

神主 何 之 村 誰 持 か

名木名水

右往還附か、地先之譯、其他は前ヶ條之通可認候、

右寺社何ヶ所有之候共、

御朱印地・除地・御年貢地、其外認方同斷

字何川か、字無之用水路か

一、字何 板橋か、石橋か、土橋か、 渡り何間 高欄付か、橋杭 何本立何程

右は御普請所か自普請所か、御普請所ニ候ハ、何年誰懸リニ而御普請之譯、證據書物村有之か無之か、

字何川か、字無之川か、

一、字何 板橋か、石橋か、土橋か、 渡り長 右同斷

右同斷譯書可致候、

一、字無之 板橋か、土橋か、假橋か、 同 同

字無之用水路 石橋か、板橋か、土橋か、 長 横 右同斷

一、字何

右同斷 右橋類何ヶ所有之候共、往還通り斗可認、横町村道等之橋は不及認候、

字何 何所方何所迄

一、堤長何程 高馬路 敷

但往還附斗、其餘ハ不及認

右普請之譯前ヶ條之通、

村明細帳と農村の貨幣經濟化

- 字何
- 一、關梓 横長
- 但同斷
- 右同斷
- 字何
- 一、埋樋 長内法
- 但同斷
- 右普請之譯同斷
- 一、水拔 同同
- 但同斷
- 右同斷
- 一、用水堀 横長
- 但天水場敷、
- 右普請之譯、
- 一、黒水堀 同同
- 一、溜井 大サ
- 一、堰 何ヶ村組合、何所ニ有之哉、普請之譯同斷

一、村内川、左之通

字何川 渡船場か 歩行越か

此水上何里程上、何國何郡何所を流出、何里上ニ而何川落合流來リ、流末は何里程下何村地先ニ而何川か海江落ル歟、

一、常水巾井川巾何間、

一、運上并積錢等有之か、

一、歩行越え所か、川丈ヶ何程、

一、出水之節止り時き注進之譯、

一、川壺所有無并船守有無、

一、出水之節御用物・御狀箱取斗之譯、

一、川高札

高長

字何と申所有之、

右御普請所か自普請所ニ候ハ、右ヶ條之通可認、

但文字寫可差出候、

一、此川筋魚獵渡世いたし候もの有之哉、

一、字何川 河原巾何間・常水巾、

此水上何里程上何國何郡何川より流出、何里上ニ而何川落合、何川と唱、何處ニ而ハ何川と唱、流來リ當所より何里程下、

何村地先ニ而海江落候哉、

一、字何川

此水上當村内何山ヶ何丁程流來リ、何丁下町源川江落ル、

村明細帳と農村の貨幣經濟化

右川筋何ヶ所所有之候共、認方右同斷、尤字無之程小川井水ぬき不及演、

一、米之津出しは何川岸江何町有之哉、川路江戸迄何里、

一、竹木筏下り永積等有之哉之譯、

一、村内呑水は堀井戸か、川水か、

一、村内家並之外は並木敷、裏通りは田か畑敷、山か川敷之驛、下作と家居何間程有之哉、

一、御拳場敷、御とりかい場敷、

一、御三家方鷹場か、

一、山獵人渡世之もの有之か無之か、

一、郷藏有無、

一、男女共農業之外何ヶ之手業有之哉、何ヶ之渡世有之哉、

一、五穀之外時々之野菜は勿論、何ヶ之類多作出し候哉、(右之品多クハ作り出不申方よろし)、

一、村内字有候山、

壹ヶ所 字何 何宮有之哉

壹ヶ所 同 同

壹ヶ所 同 同

村内が相見え候遠山左之通

(東筑波 何國何郡)

加波山) 一字何山

道法凡何里

一同

一同

(西大平

其外) 一同

一同

一、何宿江助郷相勤申候、又ハ助郷等不相勤、但助郷勤候ハ、何宿江何里、

右は日光道中・奥州道中其外御分間繪圖御用ニ付、御尋之ヶ條書上候通相違無御座候、以上、

文化 年月

村役人通印

御分間繪圖御用

御役人 中様

右案文之通認可差出候、

一、往還附ニ居村ハ無之候とも、村内地所或は地先有之往還持にて間之村ニ成候村之分、右帳面可差出候、

一、地先斗ニ而往還持ニ無之分ハ帳面差出ニ不及候、

一、往還持ニ無之他村ヲ掃除ニ罷出候村方は是又帳面不差出、見分之節茂案内ニ不及候、

一、往還間敷并掃除了場間敷等之儀は前々之通書出し、若右之間敷等書留無之候ハ、其譯帳面ニ書入可申候、此度村方ニ而あらたに間敷等札立改候ニ不及候、 (以下略)

この雛形は上述の如く日光道中・奥州道中の分間繪圖改の目的を以つて作製せしめたものであるから、特に山川道路の記述の詳細なるを求めてゐるが、他の場合でもそれらの地理的記述は少なくない。右の村明細帳を徴發したのは大體文化五年と推定し得られ、恐らくこの雛形は道中奉行あたりから出て、當時出張の役人(山田大吉・平澤治部左衛門・大橋盡平・皆川沖三郎・堀田熊太郎・坂田清藏)から道中村々の名主に示達されたものであらう。右のやうな詳細な雛形を以つてしても、なほ各村々の個々の特殊事情に當てはまらぬことも多かつたと思はれる。その達書



の最後に

「若案文之内ニ而難相分儀有之候ハ、自分共其村方江罷越候節、可及差圖候條、前廣ニ承ニ出候義ハ無用ニ候云々」と記してゐる。

なほ文中括弧に入れた部分は、朱書であつて、大庄屋か又は村役人が後に注記したものではないかと思はれる。殊に注意すべきは、五穀以外の作物は何を多く作るかといふ質問に對し、「右之品多クハ作り出不出方よろし」と注記してゐる點である。これら答申書が決して眞實そのまゝを記してゐるものでないことを示す傍證ともなるのであらう。

要するに村明細帳の内容はその調査する者が誰であるか、調査の目的が何であるかに依つて異なり、又その確實性も違ふが、殆ど大部分のものが記してゐるところは、(1)貢租その他の公課、(2)村高、(3)家數人口、(4)牛馬數、(5)普請場、(6)朱印地等である、要するに農村の負擔能力を明かにせんとする場合が最も多く、これに對する答申は常に負擔大にして生産能力のこれに及ばざることを示さんとする傾向が強いものである。

三

今こゝに私が利用せんとする村明細帳は未だ甚だ多くない。たゞ今日までに蒐集整理終りし分について少しく考察を加へてみようと思ふばかりである。最初に先づそれらの村々を地方別に掲げ、明細帳中に最も多く掲げられてゐる村高・家數・人口數・同性別・牛馬數・領主別を掲げて置かう。それらに當るべき記載なき分は空欄とし、記載すべき筈であるのにこれを漏らしてゐる分は直線を以つて現はして置く。村名の下に記した年號は、答申した年を示すものである。

武藏國埼玉郡

村名	年號	村高	家數	人口	牛	馬	領主別
一 a 麥倉	村寶曆九年	千四百拾七石七斗二升九合	三七九	男 九七一 女 八五〇	一八四七	五九	私領(大名)二給
b 同	同	十一年 千六百二拾三石三斗五升四合	三九一	男 九五八 女 八五六	一八一四	ナシ	五九代官預り
c 同	同	十四年 同	三九七	男 九二八 女 八一四	一七二六	五九	私領(大名)
d 同	新田分のみ	同	二三〇	男 四九四 女 四三二	九二六	二九	
e 同	明治四年	千六百二拾三石三斗五升四合	二五九	男 六九三 女 六四九	一三四二	二五	民政役所宛
二 江面村	寛政十一年	七百九拾八石九斗四合(左平太組)	六七	男 一六七 女 一六九	三三六	一一	私領(旗本)社領一給
三 a 江面村	新田文政四年	六百五拾四石五斗五升三合(善藏組)	同	同	同	同	同
b 同	天保十年	同	同	同	同	同	同

武藏國荏原郡

四 八幡塚村	享和二年	七百三拾九石三升七合	一六一	同	同	同	同
--------	------	------------	-----	---	---	---	---

武藏國橘樹郡

五 a 木月村	天保十四年	九百八拾七石五斗	同	同	同	同	私領(旗本)入會
b 同	明治元年	同	同	同	同	同	同

武藏國都筑郡

六 大柳村	文久二年	同	同	同	同	同	私領(旗本)八給
大柳下山田村	同	同	同	同	同	同	同

村明細帳と農村の貨幣經濟化

村明細帳と農村の貨幣經濟化

一六 (五五〇)

七	山田	村明治	三年千八拾一石五斗五升九合五勺七才	一〇九二五九二三七	四九六ナシ三八天領
八	川嶋	村天保	九年四百貳拾七石四斗六升二合四勺	一〇九二五九二三七	四九六ナシ三八天領

九	妻沼	村享和	元年千六百五拾二石八斗七升八合		
武藏國葛飾郡					
一〇	樋籠	村天保	九年貳百九拾四石三升貳合	五一一四一一四五	二八七
一一	藤塚	村元文	二年貳百九拾六石三升七合	五五	葛飾縣
一二	作目	村天保十四年	五十一石七斗九升一合	一五二	天領

武藏國多摩郡					
一三	澤井	村寛保	三年四百五石三斗八升六合	一四五三八一三四四	七二五
一四	宮	村享和	四年百拾一石六斗六升八合一才	七四一四二一二七	二六九

一五	宮	村享和	四年百拾一石六斗六升八合一才	一四六三三三三三七	六七〇ナシ二八同
一六	八木崎	村天保	九年百三拾九石六斗二升四合	一四六三三三三三七	六七〇ナシ二八同
一七	染谷	村正徳	六年百五拾一石四斗五升五合	一三九三五七三七九	七三六ナシ二二同
一八	新染谷	村文政十一年	百四拾二石五斗七合七勺	一四四三四六二九八	六四四ナシ一二同
一九	江川	村天保	八年百七拾石四斗三升八合	三二六五七一	一三六

武藏國足立郡

二〇	柳崎	村天保	九年百七拾四石三斗一升四合	二七	六五	八四	一四九	天領
二一	八木崎	村天保	九年百三拾九石六斗二升四合	二五	九九	七五	一七四	天領(柳崎村・伊莉村持添)
二二	染谷	村正徳	六年百五拾一石四斗五升五合	二六	一一八	九三	二一一ナシ	寺領・私領(大名・旗本)入會・八給
二三	新染谷	村文政十一年	百四拾二石五斗七合七勺	二八	一一〇	一〇四	二二四ナシ	私領(旗本)入會・二給
二四	江川	村天保	八年百七拾石四斗三升八合	二八	一〇五	一〇四	二〇九ナシ	私領(旗本)二給
二五	同	同	同	二八	一〇〇	一〇七	二一七ナシ	私領(旗本)二給
二六	同	同	同	二八	一〇八	一〇〇	二〇八ナシ	六同
二七	同	同	同	二七	九一	八五	一七六ナシ	六同
二八	同	同	同	二七	八七	九一	一七八	天領・私領(旗本)入會
二九	同	同	同	三二	八七	九一	一七八	天領(新染谷村參照)
三〇	同	同	同	三三	八七	九一	一七八	同
三一	同	同	同	三三	八七	九一	一七八	同
三二	同	同	同	三三	八七	九一	一七八	同
三三	同	同	同	三三	八七	九一	一七八	同
三四	同	同	同	三三	八七	九一	一七八	同
三五	同	同	同	三三	八七	九一	一七八	同
三六	同	同	同	三三	八七	九一	一七八	同
三七	同	同	同	三三	八七	九一	一七八	同
三八	同	同	同	三三	八七	九一	一七八	同
三九	同	同	同	三三	八七	九一	一七八	同
四〇	同	同	同	三三	八七	九一	一七八	同
四一	同	同	同	三三	八七	九一	一七八	同
四二	同	同	同	三三	八七	九一	一七八	同
四三	同	同	同	三三	八七	九一	一七八	同
四四	同	同	同	三三	八七	九一	一七八	同
四五	同	同	同	三三	八七	九一	一七八	同
四六	同	同	同	三三	八七	九一	一七八	同
四七	同	同	同	三三	八七	九一	一七八	同
四八	同	同	同	三三	八七	九一	一七八	同
四九	同	同	同	三三	八七	九一	一七八	同
五〇	同	同	同	三三	八七	九一	一七八	同

村明細帳と農村の貨幣經濟化

一七 (五五二)

村明細帳と農村の貨幣經濟化

一八 (五五三)

武藏國兒玉郡

二〇 a 傍示堂村天保 九年五百六拾八石八升三合  
b 同 十三年同

六九一六二二五 三一三ナシ 三  
天領・私領(旗本) 入會、三給

相模國愛甲郡

二一 a 半原 村享保十二年  
b 同 嘉永 二年七百貳拾七石三斗二合六勺七才  
c 同 安政 二年同  
d 同 慶應 四年同  
e 同 明治 五年同

三四四一〇七九 一一一九一八 九二私領(大名)  
三二五 一四九二一四 三一  
三二二 七九六六九六 一四九二 四一一同  
三一七 一五四六 二二五 神奈川府  
三一四 一五一〇 一二〇 鳥山縣

上總國市原郡

二二 五所 村天保 九年五百七拾八石一斗八升四合八勺

九七三三四二〇 九 四四三

私領(大名・旗本) 入會 三給

上總國望陀郡

二三 高 村嘉永 七年千貳百廿四石一斗八升六合六勺三才  
二四 神納 村安政 五年八百拾八石七升四合三勺

二一七六二二五 七一 一一九五 二一  
私領(大名・旗本) 入會 三給  
四二 九〇 九二 一八二 二一  
天領・私領(大名・旗本) 入會、五給

下總國葛飾郡

二五 三ツ堀村寛保 元年三百八石

九四二六七二五〇 五三四 八三私領(大名)

二六 磯部 村寛政 四年六百三拾三石七斗四升一合  
二七 a 大畔新田村寛政十二年 五拾六石五斗五升貳合  
b 同 文化 二年同  
c 同 文政 二年同  
d 同 天保 九年同  
e 同 明治 二年同  
f 同 同 六年カ同

一六二五二二一 三 四六五 八  
六 一四 一三 二七ナシ  
五 一四 一四 二四ナシ  
五 一五 一一 二六ナシ  
七 七 二七 一  
七 二〇 一七 三七  
六一一七五 一九九 三七四  
一七 四七 二二 六八  
三同(寺領を含み、三給)  
三千葉縣  
葛飾縣  
私領(旗本) 五給  
慶應三年葛飾縣支配、  
この時某藩支配  
天領・私領(旗本) 入會 二給

下總國猿嶋郡

三〇 百戸 村天明 五年

下總國匝瑳郡

三一 大塚原村延享 二年四百六拾石

四九

私領(大名)

村明細帳と農村の貨幣經濟化

一九 (五五三)

村明細帳と農村の貨幣經濟化

二〇 (五五四)

三二 夏目村 寶曆十三年千四百八拾三石九合

一一八二八六二九一

五七七ナシ五二私領

下總國埴生郡

三三 安食村 明和九年千五百八拾貳石五斗貳升貳合

二五六六六三五三四一一九七

八三私領(大名)

下總國結城郡

三四 瀬戸井村 明和九年千五百五拾二石五斗二升二合

私領(大名)

上野國佐位郡

三五 a 保泉新村 文政六年三百六拾四石八斗五升貳合

ナシ

全村は天領・私領(旗本)入會三給

b 同 文政八年百九拾石

ナシ

天領・私領入會二給

c 同 天保四年貳拾貳石九斗五升五合

ナシ

天領

d 同 同十年同

ナシ

同

e 同 同十三年同

ナシ

同

f 同 明治元年三百七拾八石六斗四升七合

前橋鎮撫役所

g 同 同二年同

岩鼻縣

上野國勢多郡

三六 中根村 天保九年七百八拾八石八升五合

三八九〇六八

一五八ナシ一〇私領(大名)

上野國新田郡

三七 西野谷村 寶曆九年四百拾三石九斗二升

四九一一〇八五一九五

天領

三八 a 中根田嶋村 明和元年七百八拾八石八升五合

三七八一七三一五四

五私領(大名)

同 天保十三年同

二七九二四三一三五

八同

三九 金井村 明治二年

一七三六三〇六六

一〇岩鼻縣

四〇 溜池村 寶曆十二年三拾八石五斗一升八合

一七三六三〇六六

天領

上野國群馬郡

四一 a 三ノ倉村 安永九年五百四拾四石八斗九升四合

一七九三六三三四六七〇九

一五四

b 同 明治二年同

一一二二七〇二五三

五三民政役所宛

四二 下芝村 慶應四年五百六拾九石五斗七升貳合

六八一五〇一三二

二六私領(大名)

上野國邑樂郡

四三 除川村 文化十三年七百九拾四石六斗五升二合八勺

一二七二六八二六二

五三〇

六天領カ

上野國甘樂郡

四四 小野澤村 寶曆十一年四百拾九石七斗三升八合

一五〇三五六二九二

六四八ナシ

三九天領・私領入會

村明細帳と農村の貨幣經濟化

二一 (五五五)

下野國都賀郡

四五	小野寺村正徳	三年二千三百三拾一石六斗一升三合	三八〇二〇六三一〇六二〇六九	一四一私領(大名)寺領入會
四六	藤田村天明	四年五百五拾一石五斗三升八合	一〇二六二五五一	五天領・私領入會
四七 a	三拜海岸村天保十一年	貳拾七石六斗七升	一四六八	惣領(旗本)
b 同	慶應	四年貳拾七石六斗六升五合	一三三四二四五八	一同

下野國寒川郡

四八 a	下河原田村正徳	二年	六一二二三一七五	三一私領(大名)
b 同	寛保	三年六拾三石五斗三升六合	六一二一九一五五	二三同
c 同	寶曆	九年	三七四	同

常陸國眞壁郡

四九	田村安永	八年九百拾一石一斗二升四合	四五	二〇二	天領
五〇	塙村享和	三年惣村高七百五十九石七斗四升一合 六百廿一石八斗六合(大名領)	四五	二〇二	一三私領(大名)の分、外に 天領・旗本領合せて五拾

常陸國新治郡

五一	粕毛村寛保	三年二百石	一一		私領(大名)
----	-------	-------	----	--	--------

信濃國佐久郡

五二	茂澤村安政	二年百三拾四石二斗九升二合	四〇八二八七	一六九ナシ	一三天領
----	-------	---------------	--------	-------	------

信濃國水内郡

五三	古海村文政十二年	七百拾九石四斗五升四合	一八三四五二四二七	八七九	一五天領
----	----------	-------------	-----------	-----	------

美濃國厚見郡

五四	領下村享保十四年	七百九石九斗五升	一〇〇二四三一七九	四四〇	一一私領(大名)
----	----------	----------	-----------	-----	----------

紀伊國伊都郡

五五	下中村文化	四年	三四一〇二七九	一八一二〇	私領(大名)カ
----	-------	----	---------	-------	---------

越前國南條郡

五六	中小屋寛政	二年三百二石一斗	四〇七二八九	一六一二	一私領(大名)
----	-------	----------	--------	------	---------

遠江國榛原郡

五七 a	高嶋村天保十三年	二百四拾八石一升九合	一四		嶋田御役所
b 同	明治	四年二百四拾八石			

以上武蔵・相模・上總・下總・上野・下野・常陸・信濃・美濃・紀伊・越前・遠江の十二ヶ國三十五郡五十七ヶ村の村明細帳について少しく検討したいと思ふのであるが、全體からみれば極めて僅かのものであり、加ふるに東北・西南の

諸國を全然缺如し、しかも關東地方に偏してゐるのであるから、これだけを以つて全般的結論に到達することは困難である。例へば上掲の表を以つてみる時は、關東地方においては牛をもつ村は殆どなく、僅かに相模の半原村(二一)においてのみであるのに、紀伊・越前等においては何れも牛を所有してゐる。これを以つて關西地方の稲作に牛耕が發達し、關東においては稲作技術の拙劣から牛耕を用ふるほど發達してゐなかつたと斷定すべきかどうか。又關東地方の諸村の所有せる馬はすべて駄馬であつたとすべきか。勿論特に馬を多く所有せる村方は駄馬として多く使用する必要のあつた村々であるが、作馬として馬耕に使用したことも少なかつたらう。何れにしても上述の資料だけでは未だ何とも斷定し得ないのである。

かつこれらの村明細帳が各村においてそれぞれ頻繁に提出されたものであるにも拘らず、その残存せるものはある年度のもの一冊といふのが多いことは、その村の變遷を知る上に不十分である。染谷村の分(一七)が十二冊存してゐるのが、最も多いものに過ぎない。従つて動態的に調べることが十分に出來ない。

加ふるにこの場合、調査の基準が一定してゐないために、直ちに同一事項を比較することも出來ない。上掲の表を以つてしても明かであるやうに、ある年には家數を記すが、人口數を記してゐない。又人口數を記しても、性別を明記せぬものもある。さらに困ることはその家數・人口も算へ方が違ふ。決して現存數を記してゐると限らない。例へば寺とか庵とかを家數から除外してゐるのが普通である。従つて人口數の方でも、僧尼・道心・鐘たき等の人數を除くのが普通であり、しかもそれらを總計して何人と記す場合がある。従つてその性別は明瞭でない。又他所へ奉公に出てゐるものでも、總人口を掲げ、右のうち他所奉公人男女共何人と記してゐる場合さへある。従つて男女それぞれ何人を減少すべきか知る由がない。上掲表中の人口數は大體それらの僧尼その他の特殊人を除外した數

であり、他所奉公人は包含した數字である。家數においても同様であるが、この場合確實ならざるものは、そのまゝにした。例へば染谷村(一七)において元文二年二十八軒で、寛保二年に二十五軒となり、翌三年には二十八軒に復してゐるが、これは恐らく寛保二年の答申には本百姓のみを記して地借百姓家三軒を省略したためであらうと思ふが、別に確證もないので暫くそのまゝにして置いたが如きである。

かく數字の基礎に異同がある反面に、明細帳の記述はどうかすると、前の明細帳の記述に何らの變更も加へず、そのまゝ踏襲してゐることがある。三ノ倉村(四一)の明治二年の分は八十九年前の安永九年の分を基礎として書いたものらしく、その農耕に關する記述の如きは全然同一である。この場合八十九年間に全然變化がなかつたとみるべきか、面倒なのでお手本の通りに書いたと解すべきか、多くの疑問がたれよう。殊にこの村はこの八十九年間に家數人口は三分の一近く減退してゐるのである。明細帳を資料として取扱ふ場合相當注意する必要がある。

## 四

以上の諸點を心に置きながら、先づ同じ村で比較的多くの明細帳を残してゐる(一)麥倉村、(二)澤井村、(三)染谷村、(四)半原村、(五)大畔新田村、(六)保泉村の六ヶ村を採り上げ農村の貨幣經濟化について少く考察してみよう。このうち保泉村は天領であつた無住の部分について記述してゐるため、この場合は問題とするに足りない。先づ麥倉村についてみると、寶曆年間よりも明治になつて家數人口に顯著な減少を示してゐる。通常明治になつて人口が増加したといはれてゐるのに對しては異様な現象である。かうした現象を示してゐるものに、(二)半原村、(四)三ノ倉村がある。後者は前述の如く明治二年であるから、明治といつても未だ幕末と同様の人口調査で、むしろ徳川中期以後の農村人口衰頽を示すものといへようが、半原村の方は明治五年であるから、さ

う簡単にいひ切ることは出来ない。

元來徳川期の農村人口の盛衰を概括的にみると、初期から中期にかけて人口も増加し、村高も多くなつてゐるが、大體享保頃を峠として、幕末に向つて人口停滞又は減少を示すのが普通のやうである。(なほこの點については近く宗門改帳等に基づき、今少し多くの資料に依つて調査するつもりである。なほ拙著「徳川封建社會の研究」第二篇第一章を参照されたい。) 前掲の明細帳においても、染谷村(一七)をみれば、正徳六年から元文二年ぐらゐまでは増加してゐるが、その以後は大體減少を示してゐる。ただこの村は文政頃に新染谷村を生じてゐるので、その間の事情が明かでない限りその後については不明瞭である。天保度において家数は増加してゐるのに、人口はその以前と殆ど同様である理由も判明しない。

(二七)大畔新田村は寛政十二年以後のものであるから、初期の状態は解らないが、その以後はほぼ人口停滞、明治二年まで大した變りはないが、明治六年になつて家数は同様であるのに、人口は急激に二十七人が十人増加して三十七人になつてゐる。

(二三)澤井村も寛保三年以後のものであるが、大體人口停滞ではあるが、動搖が烈しく、安永三年の七百三十六人を最多とし、寛政十一年には六百四十四人といふ顯著な減退を示してゐる。しかしこれはこの村が特殊の農村だからである。即ち武州御嶽山の麓で、寛保三年の村明細帳には上述の人口以外に社家十三といふ數字をあげてゐる。御嶽山詣での往來も少なくなき、かつ鹽場であつて青梅鳴織といふ女の内職もあつた。従つて女の出入も多かつたのか、女の人口の變化が頗る烈しく、それが總人口數に及ぼしてゐることは上掲の表を以つてしても明かである。この村が特殊の村であることは村明細帳の農間商ひの増加をみても明かである。御嶽山は幕末に近づくにつれて繁

昌して來たのか、次ぎの如き變化が明細帳に現はれてゐる。(なほ農間渡世の問題は次節に論ずるつもりであるが、便宜上こゝに表示して置く)。

職	人		商		その他の職業		總計
	a	b	c	d	e	f	
桶屋	二	一	一	一	一	一	六
木挽	一	一	一	一	一	一	六
大工	一	一	一	一	一	一	六
紺や	一	一	一	一	一	一	六
屋根	一	一	一	一	一	一	六
柚	一	一	一	一	一	一	六
水車	一	一	一	一	一	一	六
小計	五	二	三	一	一	一	十三
酒造	一	一	一	一	一	一	六
雜貨	一	一	一	一	一	一	六
小商	一	一	一	一	一	一	六
小計	五	二	三	一	一	一	十三
醫員	一	一	一	一	一	一	六
山伏	一	一	一	一	一	一	六
道心	一	一	一	一	一	一	六
小計	五	二	三	一	一	一	十三
總計	五	四	二〇	三	二	三	三二

少しく説明を要する。こゝに雜貨としたのは「紙・ろうそく・小間物商」となつてゐるもの、小商とあるのはその場合には「草履・草鞋・菓子商十三人」とし、「是は農業の間、居室にて小商仕候」としてゐる者、fの場合には遙かに複雑で「商家拾二軒」として、「素麵麥小賣」一人、「紺屋」二人、「酒・醬油・其外草履」一人、「豆腐・紙・ろうそく」三人「温池・蕎麥」四人、「紙・蠟燭・水油」二人となつてゐる。前のものと比較する便宜上、紺屋だけを別にし、残十一人を一括して小商と稱したのである。

これに依つてみると、寶曆頃には全然なかつた職業が四十年あまりの間に急に出來たことになるが、私は必ずしもさう解釋すべきではないと思ふ。すでに前にも指摘して置いたやうに、村明細帳といふ資料は支配者の質問に對する答である。書いてないといふことは、そのものがないといふことではなくして、單にそれに関する質問がなかつたといふに過ぎない。かういふ場合答申者は積極的に嘘をつかぬまでも、消極的に偽ることになる。屋根屋や柚

が文政四年に急に生じたわけではあるまい。たゞかういふことは知り得る。桶屋のやうに最初からあつた者が増加したこと、又小商の類も著しく複雑となり、駄菓子屋式のもが蕎麥屋のやうな飲食店に進化して來た。従つて純粹農村的なものでなくなつたことは明かである。

故に澤井村のやうなものは違つた方面から考察すべきである。初期に人口増加が著しかつた例に(四三)除川村があるが、同村開起の概要が記されてゐるのに従ふと、寛文元年から延寶六年の十七年間に倍以上に増加してゐる。(詳細は本誌第三十四卷第十號所載の拙稿「徳川時代村落研究序説」を見られたし)。そして再び明治初年に急激に増加するのが普通と思はれるのに、麥倉村及び半原村においては明治五、六年においても依然として減少を示してゐるのは、何か特殊の理由があるのではなからうか。そこで明細帳の他の項目を調べてみると、面白いことには、半原村も麥倉村も他の農村に比較して、農間渡世の著しく多かつた村である。麥倉村の方は造酒が多く、半原村の方は蠶場であつて、川和縞、白絹などを産してゐる。そこで少しく次ぎに上掲の村々の農間渡世について調べてみる必要があると思ふ。

五

百姓が農間に何をしてゐるか、これはどの爲政者も常に知らんと欲したところである。周知の如く農業に繁忙な時期と閑散な時期とがある。當時爲政者が知らんと欲したことは、第一にその閑散な時期に百姓達が怠惰な生活をしてはゐないか、安閑として時間を空費してはゐないかを注意するにあつた。故に最も多くの村明細帳に農業の片手間に何をしてゐるかを聞いてゐる。同時にこのことは、何らかの手業ていごをなして貧困に苦しむ農村に少しでも稼がせやうとする意圖が含まれてゐる。當時の所謂農政論者の所論にかうした夜なべ仕事が多く指摘されてゐることは

多くの人の知れるところであらう。

ところがこれと反對に、百姓が次第に贅澤となり、農村にとつて必要とも思はれぬ職業人の出來ることも爲政者は喜ばない。農民が農業以外の業務に従事し、本業を空しくすることは封建社會の本質からみて面白くない。然るに幕末に近づくにつれて、一部の農村においてさうした職業の増加をみた。勿論それがすべての農村について同様であつたのではないことは注意して置かなければならない。かうした傾向が現はれて來ると共に、化政度頃から農間渡世取調べが何回か行なはれ、時にはその轉業さへ強制された。そこで村明細帳の後期の者には暫く農間渡世の者の書上げが要求されるやうになつたのである。

以上の理由から普通百姓の農間稼とやゝ職業化せる農間渡世との二種が明細帳に記載されるに至つたのであるが、この兩者の區別は必ずしも明瞭ではない。前掲の澤井村の例においても示されてゐるやうに、彼等は小商人ではあるが、同時に農民で、田畑を耕作する片手間で居宅において商賣をしてゐるのである。農間稼にあつても、織物を作つて市場に賣出してゐる場合の如きは、むしろそれらの小商人より遙かに大なる利得を擧げ得たらう。たゞ兩者の差異は農間渡世の方はある特定人の内職であり、農間稼の方は全般的にその村民の内職を示すものであるといふことが出來よう。

先づ最初に村明細帳に現はれた農間稼——一般的内職の記述を左に列挙してみよう。

一、麥	倉	村	男之稼ニても無御座候、(a b)	男	女は木綿糸取、木綿少織申候、(b)
					女は木綿糸ヲ取り申候、(c)

村明細帳と農村の貨幣經濟化



村明細帳と農村の貨幣經濟化

三〇 (五六四)

三、江 面村	男女共稼方無御座候、尤雨降并大風等之節は男ハ細、莖、俵村用意等仕、 男ハくつ・わらんじ、	女ハ家内、着用品之衣類等拵罷在候、 女ハ着料の苧はた仕候、
四、八幡塚村	男女共細俵拵等稼仕候、(a)	男女細莖又は紙漉線等仕候、(b)
五、木月村	男女共業之義無御座候、	女ハ苧幅、木綿幅并ぬひつきさし物仕候、
六、大棚下山田村	男女共細、莖、拵等拵手稼ニ御座候、	女ハ木綿糸取、機織仕候、(a)
七、山田村	男ハ薪刈又は藁、細をなへ、神奈川河岸へ賣出申候、	女ハ間々木綿織仕候、(a)
八、川嶋村	男ハ農間細、莖等仕候、(a)	女ハ布、太布、木綿織申候、右之布、太布、木綿織ハ青梅市場へ賣出し申候、(b)
一〇、種籠村	作之間ニ男女稼、細俵系はた仕候、	女ハ夏置飼、秋冬ハ青梅鳴ヲ織出申候、(c, d)
一一、藤塚村	炭、薪、袋、木賃、日雇等稼申候、(a)	女ハ家内着用、手業致候、
一三、澤井村	男ハ材木、丸太之日用取并青梅丁へ炭賦買取申候、(b, c, d)	女ハ布木綿、おりに申候、手前遣用迄ニ御座候、(b)
一四、宮村	男ハ榎木等を持運、榎川下ケ等致、(c)	女ハ木綿はた等少ミツ、手前遣用仕候、(c, e, f, g, h)
一五、柳崎村	男ハ雜木、伐、袋川下ケ炭焼等仕、(f)	女ハ木綿機并縫織等稼仕、(j, k, l)
一七、染谷村	男は薪を取り申候、 男は細莖、 前戴(マ、)物、長いも、つく芋、唐からし、か口も作り、江戸江田し申候、(b)	女ハ木綿糸をとり、薪ヲこり、又は木綿布晒稼仕候、(a, b)

一九、江川新田	男ハ蕨をり、(a, b)	女ハ苧糸をとり、薪ヲこり、又は木綿布晒稼仕候、(a, b)
二〇、傍示堂村	男ハ薪木刈又藁織なび、本庄宿賣出し申候、(a)	女ハ苧、太織幅本庄宿江賣出し申候、(a)
二一、半原村	農業之外男女共ニ助成ニ相成候稼等無御座候、(b)	女ハ絹糸仕候事、(a)
二二、五所村	男ハ薪取或ハ江戸近所江日用(マ、)ニ罷出申候、農間ニ山稼いたし候、(c)	農間織織物之儀は川和綿、白綿、博多織り申候、農間織織物之儀は太織織申候、(c)
二三、高柳村	男女共農業之間、海貝藻稼仕候、	女ハ春中糸機少、宛ツ仕候、
二四、神納村	男ハ薪等取り申候、	女ハ木綿を織申候、(a, b)
二七、大畔新田村	男女共、莖をこり細をなへ、(a, b)	女ハ木綿糸はた織り、外ニ薪木、細、莖等仕業仕候、(d)
二八、神間村	男ハ荒畑林生立候、眞木、鹿木等伐り、猶又河岸場へ津田等稼仕候、(d)	女ハ木綿糸を取申候、(b)
二九、三輪野山村	男女共業之もの無御座候、(a)	女ハ手作少ミ之綿にて木綿仕、
三〇、百戸村	夜業ニは男は細をなへ、(b)	女ハ蠶を致、糸綿木綿織仕渡世仕候、(a, d, e, f, g)
三一、大塚原村	男女共細莖業、(b)	女ハ絹太織木綿機織稼仕候、(b)
三二、夏目村	男は薪拵仕、	
三五、保泉村	男女共本田村方ニ而薪日用(マ、)取申候、 男ハ日雇拵取渡世仕候、(a, d, e, f)	
	男ハ小商内、日雇稼、(b)	
	男ハ造素綿袖渡世仕候、(g)	

村明細帳と農村の貨幣經濟化

三一 (五六五)

村明細帳と農村の貨幣經濟化

三二 (五六六)

三六、中根村	男ハ駄賃取ニ罷出相應之貨錢取申候、	女ハ絹木綿織隣町方ニ兩賣買渡世仕候、
三七、西野谷村	當村男女稼何ニても無御座候、男は耕作之間田畑之廻ニて株ヲ刈申候。	女ハ作之間木綿ヲ致申候、
三八、中根田嶋村	男ハ作之間ニ株ヲ刈申候、(a)	女木綿致申候、(a)
三九、登井村	手稼等一切無御座候、	女ハ布木綿糸絹少々仕候、
四〇、溜池村	男稼ニは山稼、	女ハ蠶少々仕、麻布其他耕作仕付手傳仕候、(a)
四一、三ノ倉村	男は耕作仕付候間新商買仕、(a) 男は炭焼、薪木伐、菜種口口貨稼、(b)	女は蠶少々仕、麻布等仕候、(b)
四三、除川村	家職すげ笠縫、下野藤岡市參り賣拂申候、	女学はた織、冬春紙漉申ものも御座候、
四四、小澤村	男ハ薪を拾ひ、下仁田之市へ出賣、夫食ヲ調、	
四五、小野寺村	當村ニて蠶表・産・糸堅耕作之間ニは爲織、賣出申候	
四六、藤田村	男女共稼ニ成候儀無御座候、	女稼無御座候、(a)
四七、三拜河岸村	男賃乘渡世仕候、(a, b)	女ハ太麻布稼仕候、
五三、古海村	男ハ繩をなひ、ねこむしろを織、	女ハ布木綿仕候、他所へ罷出候商賣仕候者一切無御座候、
五四、領下村	男女蠶を飼申候、男は繩草履・草鞋・井加納町岐阜邊ニて尿取仕申候、	女ハ草かせ仕候、
五六、中小屋村	春ハ男ハ袖山仕候、 夏ハ男女共ニ作方修理仕候、 冬ハ男ハ牛馬くつ・わらじ、 農業之外余業之儀無御座候、(b)	女ハかせ仕候、

以上農間稼を列記してみると、明かに農間稼の意味が不分明であつたことが解る。「農業之外餘業なし」と書いてあつても、繩や筵、馬くつや草鞋を作らなかつたわけではあるまい。(一七)梁谷村や(二〇)傍示堂村のやうに、後代の村明細帳で、以前の記録を否定して、稼なしといつてゐても、それは必ずしもその前の稼を止めたものとみることも出来まい。要するにその時の自分の都合に依つて指令を勝手に解釋したとみるより外にないであらう。

そこで今問題とすべきはこれらの農間稼と稱するものうち、單に自家用のために、農閑期を利用してゐるものと、農業以外の仕事をして他市場に販賣し、利益を得んとしてゐるものとが存することである。といつても前栽物を近くの町へ賣り出す程度のものを後者に入れて算ふべきかどうか疑問であらう。かうした中間形態的なものを何れかに片づけて、一應二種に區別してみると、多少とも商業的要素の強く現はれてゐるものは八ヶ村(澤井村・傍示堂村・半原村・保泉村・中根村・除川村・小澤村・小野寺村)で他の三十三ヶ村は農村として殆ど貨幣經濟的影響のなかつたかのやうにみられる。たゞ梁谷村・麥倉村・川嶋村などは少しく疑問になるが、これを前者に加へても、なほ十一對三十の割合になる。

この場合注意すべきことがある。それは時間の経過を全然無視してゐることである。前掲(一七)梁谷村の分を採つてみても解るやうに、段々記述が貨幣經濟化していくことを示してゐる。勿論それは極めて微弱な程度ではあるが、時代の進むにつれて、同一農村でも永い間には相當變化するものであることを前提として考へなければならぬ。かゝることは極めて明白なことであるにも拘らず、動もすればある村のたつた一つの明細帳に依つて直ちにその村の型を決定する者も少なくないので敢て一言して置くのである。

上述の農間稼のみを以つてしては未だ農村の貨幣經濟化を明白にすることは出来ない。農間稼において申告者の

村明細帳と農村の貨幣經濟化

三四 (五六八)

多くは、純粹の百姓が耕作の暇に何をしてゐるかを答へてゐるのである。純粹の農民にあらざる者がどのくらゐゐる、何をしてゐるかは何も明示してゐない。(四)の八幡塚村の如きは東海道筋にあたり、六郷の渡船場である。然るに「男はくつ・わらし、女は著料の亭はた仕候」と記し、殆ど純農村の如き姿を示してゐる。この點をさらに明かにするために、當時一般に農間渡世とか農間商ひといはれてゐたものについて調査しなければならぬ。幕末においてこの方面について特別の調査を行なつてゐるが、それについては他日を期し、今こゝでは上掲の明細帳に依つて農民以外のすべての職業の者を掲げてみよう。それに依つてもある程度まで農村の貨幣經濟化を知ることが出来る。たゞこの場合、すでに澤井村の例でも指摘して置いたやうに、時に依り、場所に依つて、職業の名稱が一定してゐないために、これを表示する場合にかなりの困難が伴ふ。大體を以つてその類別を行なふより外にない。職人・商人・その他の職業の三つに分かつて説明する。

(一) 職人

村名	大工	木挽	桶	柳	屋根	石工	瓦師	舟大工	建具	紺屋	銅細工	紙漉	ざる	綿打	鍛冶	髮結	水車	合計
一、麥倉村c	二	一	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三二
同、新田分d	一	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二〇
四、八幡塚村	四	一	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六
五、木月村b	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三

村名	大工	木挽	桶	柳	屋根	石工	瓦師	舟大工	建具	紺屋	銅細工	紙漉	ざる	綿打	鍛冶	髮結	水車	合計
一〇、樋籠村b (細別なし)	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四
一、藤塚村 (前掲表参照)	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五
一三、澤井村	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
一七、染谷村c	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
同 gfe	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
同 ih	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
一八、新染谷村	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二一、半原村a	四	四	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五
同 b	四	七	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四
同 d	五	〇	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇
同 e	三	〇	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六
二五、三ッ堀村	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四
四一、三ノ倉村a	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
四二、下芝村	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
四四、小澤村	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
四九、田村	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
五四、領下村	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二

村明細帳と農村の貨幣經濟化

三五

(五六九)





村明細帳と農村の貨幣經濟化

四〇 (五七四)

村名	年	職人	商人	合計	村名	年	職人	商人	合計
小澤村	寶曆十一年	二	〇	二	古海村	文政十二年	〇	二	二
小野寺村	正徳三年	〇	一	一	下村	享保十四年	一	〇	一
田村	安永八年	五	〇	五					

幕末に近づくにつれて即ち商人及び職人の多くなつて来る傾向は明かに一般的なものとして認められよう。この表に従へば著しく貨幣經濟化されてゐる村に麥倉村、八幡塚村、澤井村、半原村の四ヶ村である。これを前に掲げた農閑稼の分と比較してみると、澤井・半原・麥倉の三村は貨幣經濟的影響ありと認めらるゝ村のうちには算へられてゐるが、前述の如く八幡塚村はいつてゐない。これに反して前に貨幣經濟的影響を受けた村と考へられた十ヶ村のうち、こゝに全然現はれて來ない村は傍示堂村、保泉村、中根村、除川村の四ヶ村である。たゞそれらに關する資料が不備であるから、今何とも断定し得ない。例へば保泉村の資料は新料(天領)の明細帳であつて、そこには民家がな。本村の百姓が耕作してゐるのである。それらの百姓の農閑稼は記してあるが、それ以外の農閑渡世を記してないのは當然であらう。従つて保泉村全體の状態を知ることが資料の不備から出來ないのである。なほ後の機會に農閑渡世調査を考察する時に、一般農村の貨幣經濟化をさらに一層明かにしたいと思ふが、村明細帳に依據する限りにおいては、全般として貨幣經濟化の傾向は低い程度のものであつたといへよう。それらは又村明細帳の他の記事を考察した後に断定するべきである。

そこで問題を一先づ第四節の最後に述べた農村人口が明治五、六年においても依然として減少を示した村の問題に歸らう。偶然にも村明細帳を多く殘存してゐる村が、又貨幣經濟化さることが大であつた。このことは他面からいへば多くの村が徳川期を通じて貨幣經濟化しつゝあつたことを示すことになるのかも知れない。しかしそれらの中でも最も貨幣經濟化することの大であつた麥倉・八幡塚・澤井・半原の四ヶ村の二つまでが明治になつて人口が減少してゐることは一應注意して置いてよからう。

八幡塚・澤井兩村については直接の資料を缺いてゐるため、明白なことはいへないが、半原村においては明かに急激なる職人商人の減少が人口を減退せしめたのである。享保十三年から嘉永二年まで百二十一年間に著しく増大した職人の數がその後僅か十九年間に約三分の一を減じ、さらにその後四年間にそれに近い數を減じたことは注目すべき現象である。ただこゝに注意したいことは、村明細帳の家數人口が宗門改帳のそれとかなり違ふことである。不幸にして慶應四年を除いて他の三年は同年のものを有してゐないが、その一年前又は後のものと比較すると、次のやうな差違がある。

年	號	村明細帳	年	號	宗門改帳	差
嘉永二年	三二五軒	一四九二人	嘉永三年	三二四軒	一四七三人	一軒十九人減
安政二年	三二二軒	一四九二人	安政三年	三二〇軒	一五六四人	二軒減 七十二人増
慶應四年	三一七軒	一五四六人	慶應四年	三一七軒	一五六六人	二十人増
明治五年	三一四軒	一五一〇人	明治四年	記載せず	一五一〇人	一致

明細帳の安政二年の分は嘉永二年の分をそのままに記して、男女數は嘉永二年の分に記載がなく、安政二年の分が同一であるところからみると、總數を折半したのではないかと疑はれる。しかし何れにしても宗門改帳の人口數は概していへば實在人口を示すものではないから、(前掲拙著「徳川封建社會の研究」参照)村明細帳の人口が實在數

を擧げたとすれば二十人前後の差違のあることは認められる。

たゞ注意すべきは職人數はすでに慶應四年から減少してゐるにも拘らず、總人口は明治五年になつて減少したので、それまでは少しではあるが増加してゐることである。これらの點にもし強いて解釋をつけるとすれば、明治維新の變革に際して、これら職人階級に大きな動搖を來たし、失職したものと考へられぬこともない。又大工とか、屋根屋などは都市へ進出したとも想像出来る。要するに外から與へられた明治維新の大きな經濟的變化が從來の封建的經濟狀態の下で發達して來た農村の貨幣經濟に大なる影響を與へ、これを打破したとみる事が出来る。もしこの斷定が許されるならば、徳川時代に貨幣經濟化した村の方が純粹の農村よりも打撃が大きく、従つて人口が減退したといふことが出来るであらう。

しかし何れにしてもこれは未だ一應の解釋に止まり、なほ村明細帳の他の方面を考察し、かつそれ以外の多くの資料を綜合検討した後でなければ俄かに斷定し得ない。今こゝには私の蒐集し得た村明細帳の人口方面を検討してみた結果として、上述の如き結論を提出し得るといふに止まる。その他の項目については他日を期す。

(なほ讀者にして村明細帳を御所持の方があつたならば御貸與をお願いしたい。)

## 現代の統制經濟の性格と問題

氣 賀 健 三

- 一、現代統制經濟の根本課題
- 二、現代統制經濟の歴史的 성격
- 三、戰時統制の強制經濟の性格
- 四、統制經濟の價格理論的批判

### 一、現代統制經濟の根本課題

現代の統制經濟は、その基礎として貨幣的交換經濟の機構を備へ、私的資本の活動を其産力發展の動力として運営されてゐる。而して同時に此基礎機構は國家的活動を通じて絶えず動搖を續け、變革を蒙り、一見如何にも不安定である。然らば我が國に於て我々が經驗しつゝある所のいはゆる統制經濟は如何なる性格のものであらうか。實に目まぐるしい速さをもつて改廢せられつゝある幾多の經濟法規は一體何を物語るものであらうか。統制經濟は機構として何等の安定性を有しないものであらうか。例へば之まで我々が理論的研究の型として抽出した様な自由營利經濟の機構は歴史上相當の長期間に亘り世界の各國を支配してきたものであるが、我々は斯様な型を現代以後の